

## 我孫子市消防長及び消防署長の資格を定める条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

### (消防長の資格)

第2条 消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 我孫子市消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- (2) 我孫子市消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に2年以上あったものであること。
- (3) 本市の行政事務に従事した者で、我孫子市行政組織条例（昭和48年条例第10号）第1条に掲げる部の長の職その他本市におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

### (消防署長の資格)

第3条 消防署長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 我孫子市消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったものであること。
- (2) 我孫子市消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年以上あったもの（前号に該当する者を除く。）であること。
- (3) 我孫子市消防団員として消防事務に従事した者で、消防団の副団長以上の職に3年以上あったものであって、消防大学校において教育訓練を受けたものであること。

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。